# 第15回大阪労働局公共調達監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成27年2月2日(月)大阪合同月	宁舎第2号館 8階 第1会議室
委員(敬称略)	委員長 冨田 安信 同志社大学社会 委 員 段林 和江 弁護士 委 員 岩嵜 理致 税理士	<b>会学部教授</b>
審查対象期間	平成26年4月1日~平成26年9月30日契約締結分	
抽出案件	7件 内訳 (公共工事) ・抽出案件なし (物品・役務) ・競争入札案件で契約金額が高額で参加者が少ないもの 1件 ・競争入札案件で類似案件のもの 3件 ・競争入札案件で落札者がなく随意契約したもの 1件	
報告案件	0件 (備考)「報告案件」とは、監視委員会において不適切等と判断 され、意見の具申又は勧告がなされたもの。	
審議案件	7件	
委員からの意見·質問 に対する回答等	意見・質問	委員からの意見・質問に対する回答等
	下記のとおり	下記のとおり

意見・質問	回答	
「設置要綱第6条に基づき抽出された審議案件の審議」		
【審議案件1】競争入札案件で契約金額が高額で参加者が少ないもの (競争入札) 大阪労働局における機械等警備業務委託 (契約の概要) 機械警備及び非常ボタン要請警備		
意見・質問	回 答	
審議案件の1番について、説明者より入札契約	審議案件1番は、労働基準監督署、ハローワ	
手続等説明をしてください。	ーク及びその出先機関における執務時間外の盗	
	難防止などを目的とした機械警備と平成26年	
-1-		

度からは執務時間中の暴力行為等を未然に防ぎ、利用者や職員の安全を確保するために、非常ボタンを押すことにより警備員が現場に急行し、警備を行う非常ボタン警備業務を併せて契約締結したものです。

予定価格の積算は、機械警備部分については 過去に実施した入札の応札価格を参考とし、非 常ボタン警備部分については業者から徴した見 積書等を参考にして積算しています。

入札参加資格は、予定価格から厚生労働省競争入札参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の全ての等級を入札参加資格として指定しています。

入札については、2者が参加し、最低価格の 応札者と契約を締結しました。

入札参加資格の等級を広げて指定している趣旨 を教えて下さい。 本件の入札予定価格でいいますと「A」等級が本来の等級になりますが、広く応札者を募るという趣旨から、下位の2等級、連続して2回以上1者応札ということから、「D」等級も加えています。

既に契約している業者が有利になる面があるのでしょうか。また、過去の入札において応札者が1者だったのが、今回、2者に増えたのは理由があるのでしょうか。

機械警備業務を行うためには、機械等の初期 導入経費がかかりますので、現契約業者には、 そういった面で応札価格を低く抑えられること はあると考えられます。

応札者が増えた理由としては、非常ボタン警備業務が新たに付加されたということも、一つの要因であると考えております。

入札時に機械警備と非常ボタン警備の入札額の 内訳は分かるのですか。 入札に関しては、総価での提示となります。 後日、契約締結にあたり内訳を提示させること になります。

## 【審議案件2】競争入札案件で類似案件のもの

(競争入札) 電子複写機等(リコー製)の保守業務委託

(契約の概要) 大阪労働局、各労働基準監督署及び各公共職業安定所等で使用するリコー製電 子複写機の保守業務委託

# 【審議案件3】競争入札案件で類似案件のもの

(競争入札) 電子複写機等(コニカミノルタ製)の保守業務委託(平成25年度新規購入分) (契約の概要) 平成25年度に大阪労働局、各労働基準監督署及び各公共職業安定所等において新規購入したコニカミノルタ製の電子複写機の保守業務委託

## 【審議案件4】競争入札案件で類似案件のもの

(競争入札) 電子複写機等(コニカミノルタ製)の保守業務委託

(契約の概要) 大阪労働局、各労働基準監督署及び各公共職業安定所等で使用するコニカミノ ルタ製電子複写機の保守業務委託

## 意見・質問

審議案件2番、3番、4番については、電子複写機の保守業務委託にかかる案件になりますので、3案件を続けて説明者より入札契約手続等説明をしてください。

#### 回答

審議案件2番、3番、4番は、大阪労働局、 各労働基準監督署及び各ハローワーク等におい て使用している電子複写機の機能保全のため、 定期的及び臨時的に技術員に来てもらい、常に 正常な状態で作動するよう保守及び調整等を行っているというものです。

電子複写機の保守業務については、年間保守 契約として、メーカー毎に取りまとめて一般競 争入札を実施しております。

審議案件3番は平成25年度の機器更新にかかる購入と平成26年度の保守契約の抱き合わせによる入札を実施した案件ですが、平成26年度の保守契約分が今回の審議対象になります。

予定価格の積算は、メーカー側は機器の販売時に、機器の価格及び5年間の保守料金をセットで考えているようで、販売から5年間については保守料金の変更は行っていないことから、審議案件2番と審議案件4番については、前年度の実績を予定価格としております。審議案件3番については、電子複写機の購入にかかる予定価格、電子複写機の保守業務委託にかかる予定価格をそれぞれ積算し、その合計金額を一般競争入札における予定価格としております。

入札参加資格は、審議案件2番、4番については、「役務の提供等」に該当し、等級については過去の入札において連続して2回以上、1者応札になっていることから、全ての等級を入札参加資格として指定しております。審議案件3番については、「物品の販売」及び「役務の提供等」に該当し、等級については予定価格に基づく等級は「C」等級になりますが、より多くの参加業者を募るため、現契約会社の「A」等級を含めた直近2級上位を加えて参加資格の指定

をしています。

入札については、審議案件2番、4番については、1者のみの参加で、それぞれ予定価格と同額で落札しております。

審議案件3番は、3者が参加し、最低価格の 応札者と契約を締結しました。

審議案件2番と4番は落札率が100%で応札者が1者ですが、そのあたりをどのように考えていますか。

電子複写機の保守について、メーカー側は当初の契約内容については、契約から5年間は変更しないとメーカーカタログにあることから、5年目までは、購入時の保守単価で設定しています。5年契約ができれば良いのですが、国の契約は毎年度の予算に基づいて契約を行うものですので、毎年競争入札に付しています。

メーカー毎に契約するよりも1者と一括契約はできないのですか。

他社メーカー製品の保守業務を行うことは技 術的には可能なことと思われますが、他社メー カーの部品等の調達は、非常に困難であると聞 いておりますのでメーカー毎に契約していま す。

## 【審議案件5】競争入札案件で落札者がなく随意契約したもの

(随意契約) 大阪労働局におけるトナーカートリッジ等の購入

(契約の概要) トナーカートリッジ等の購入

# 意見・質問

回答

審議案件5番について、説明者より入札契約手続等説明をしてください。

審議案件5は、大阪労働局、各労働基準監督 署及びハローワークにおいて使用するトナーカ ートリッジ等について、単価契約による一般競 争入札を実施しているものです。

単価契約ですが、厚生労働省行政効率化推進計画により、「コピー用紙」「トナー類」「文具用品類の消耗品」の調達については「単価契約を行うこと」とする旨、方向性が示されています。

予定価格の積算は、平成24年度及び25年度の入札実績より、「リサイクル品が可能なトナーカートリッジ」「純正品のトナーカートリッジ」「印刷機器消耗品」の品目毎に取りまとめて割引率を算出し、今回購入する品目の定価に乗じて積算をしております。

入札参加資格は「物品の販売」の「B」等級

に該当し、より多くの参加業者を募るため、直 近上位及び直近下位の「A、C」等級を加えて 参加資格の指定をしております。

入札については、2者が参加して実施しまし たが、予定価格を下回る応札がなく不落となり ました。再度入札は1者のみの参加で、その後 2回実施をしましたが不落となり、競争に付し ても入札者がいないとき又は再度の入札を実施 しても落札者がいないときは、随意契約ができ ることから、再度入札において最も低い価格を 提示した業者から見積書の提出を求めたとこ ろ、予定価格以下の提示がなされたことから、 当該業者と随意契約を締結しました。

不落になった理由は何が原因であったと考えて いますか。

契約を締結した業者の担当者に確認したとこ ろ、一部のトナーカートリッジについて一般リ サイクルを可として仕様に示し、一般リサイク ル品での調達を想定していたことから、予定価 格としても高い割引率で積算していたものです が、業者側の供給が純正品を想定していたこと から、予定価格と応札額に開きがでたものと考 えています。

最終的に予定価格は変更したのですか。

予定価格の変更はできませんのでしていませ  $\lambda_{\circ}$ 

年度末になると、余る色、足らなくなる色のト ナーカートリッジが出てくると思われますが、そ のあたりはどのように考えていますか。

予定価格の積算は、前年度の使用実績を基に 積算しておりますが、これはあくまでも予定数 量です。

単価契約ですので、注文した分だけ費用を払 うというものになります。必要な分だけ調達す る、年度末に極力余らせないというものです。

## 【審議案件6】企画競争で新規案件のもの

(随 意 契 約) 精神障害者等雇用促進モデル事業(近畿ブロック)

(契約の概要) 精神障害者等雇用促進モデル事業の委託

# 【審議案件7】企画競争で新規案件のもの

(随意契約) 精神障害者等雇用促進モデル事業(近畿ブロック)

精神障害者等雇用促進モデル事業の委託 (契約の概要)

審議案件6番、7番につきましては、精神障害 者等雇用促進モデル事業にかかる案件になります│進モデル事業になります。

審議案件6番、7番は、精神障害者等雇用促

ので、2案件を続けて説明者より契約手続等説明 をしてください。

厚生労働省では、障害のある人が障害のない 人と同様、その能力と適性に応じた雇用の場に 就き、地域で自立した生活が送れるよう、障害 のある人の雇用対策を総合的に推進していま す。そのような中、精神障害者については、近 年ハローワークにおける新規求職者が増加し続 けるなど、その就労意欲が高まっていることか ら、今後は雇入れる事業所の雇用管理が重要と なります。しかしながら、企業においては、身 体障害者に比べ、精神障害者についての雇用ノ ウハウが乏しく、誤った認識により精神障害者 の雇用を躊躇する現状もあります。

今回のモデル事業は、精神障害者等を雇用する前段階において必要とされる精神障害者等の障害特性に応じた職域開拓や精神障害者等に対する支援体制の整備等について、精神障害者等の雇用に取り組む意欲のある企業に委託することにより、精神障害者等の雇用・定着のノウハウを構築し、精神障害者等の雇用に対する取組を支援するというものです。

本事業は、全国を10ブロックに分けて各ブロックから2者の委託者を企画競争方式により選定し実施することとなっており、近畿ブロックは大阪労働局が選定の実施をしています。

委託先の選定については、企画競争により選定しています。企画評価委員会で一定の点数以上の評価を受けた上位2者を選定するという方式となっております。

4月1日からの委託をすべく企画競争を実施したところ、参加者が1者のみとなったのですが、企画評価委員会では必要とされる評価点数であったことから当該事業者の企画書が選定され、会計法第29条の3第4項による随意契約を行ったものです。

本事業は2者選定する必要があることから、 残りの1者について、3月25日に再度公告、 5月7日に再々度公告を行いましたが参加者が なく、6月5日の4度目の公告により1者の参 加がありましたので、企画評価委員会を経て契 約を締結しました。

	予定価格については、企画書評価委員会が選
	定した企画書のもとになる、実施計画書及び事
	業費積算内訳が、事業内容を履行するための担
	保となるものであり、同経費内訳の同額を予定
	価格としております。
示された予定価格は、予算ありきなのか、業務	本省から示された予算額があり、その枠内で
内容なり企画内容に合わせて算定されるものです	企画競争が実施されますので、予定価格もその
か。予算の実情は実際の事業に見合ったものなの	枠内での設定となります。
でしょうか。	
全国を10ブロックに分けてということです	他のブロックでも苦慮しているようです。ど
が、近畿ブロックのように公募しても参加者がな	この事業場でも良いという訳ではありませんの
かなか集まらないという現状は他のブロックでも	で、やっていただけるという事業場に対して企
あるのですか。	画書の審査をしたうえで委託するということに
	なっています。